

身延町屋内社会体育施設における 感染拡大予防ガイドライン

身延町教育委員会 生涯学習課

本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染拡大の防止と社会体育施設等での活動の両立を進めるために、「感染拡大防止」の実践を図りながら、施設内で行われる活動に係る基本的な考えを示すものです。今後状況の変化があった場合には、本ガイドラインの見直しなどを行うこともあります。

1. 3密の回避

(1) 密閉の回避

- ① 体育館を利用する際には、長時間の滞在を避けて、窓を開放したままで利用できる場合は(網戸や換気窓の表示がある等)、常時開放して利用する。
- ② 窓を常時開放することが困難な場合は、1時間に1回、5分程度、窓や出入口扉を全開にして換気を行う。

(2) 密集の回避

- ① 利用団体は、滞在時間を出来る限り短縮する。
- ② 当面の間、施設の利用制限人数を設け、混雑を回避する。
(50人程度まで 体育館一面30人 武道館20人)

(3) 密接の回避

- ① 近距離での会話や発声は避けて、玄関や廊下等の共有スペースで滞留をしない。
- ② 休憩する際には、他の人との間隔を確保する。

2. その他の感染防止策

(1) マスクの着用

- ① 来場時、移動時にはマスクの着用をお願いする。競技中マスクを外す場合は、適切な距離を取るようお願いする。

(2) 手洗い・手指消毒

- ① 施設利用前後の、手洗い手指消毒をお願いする。
- ② 消毒用の資材は、施設にあるものや自前で用意したものを使用する。

(3) 体調管理

- ① 利用者は事前に検温し、発熱や軽度の風邪症状(せき・鼻水・喉の痛み)、嘔吐・下痢の症状がある場合は、利用しない。

② 利用者の代表者は、当日の参加者を把握し、健康状態に注意する。

(4) ゴミの持ち帰り

① 施設利用の際に出たごみ(缶、ペットボトル、汗拭きシート等)については、利用者が持ち帰る。

(5) トイレ

① トイレの使用後は、必ず便器のフタを閉めてから水を流すよう表示する。

② 不特定多数が接触する場所(便座、スイッチ、洗浄レバー等)は定期的に清拭消毒する。

3. 施設毎の注意点等

(1) 利用時間について

① 当面の間、施設利用時間は午後9時30分までとする。

(2) 利用について

① 練習や大会・試合等の開催を行う場合は利用人数を守る。

※「1. 三密の回避(2)密集の回避参照」

② 利用者においても、事前にできる感染予防対策を行う。

(3) 緊急事態宣言の対象地域の在住者に対する利用制限

① 緊急事態宣言の対象地域の在住者の利用を制限する。

4. チェックリストの作成

① 利用者団体は施設利用後、本ガイドラインのとおり使用したことを示すよう、別紙チェックリストに記入し提出する。